参考様式第２号　残存する塀、新たに築造する塀等の法及び令、その他確認表

◆残存する塀又は新たに築造する塀等の確認

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 塀の種類 | 項目 | **残存する塀又は新たに築造する塀等：**塀の種類に応じて各項目の選択に全て該当しない場合、**法及び令の規定に適合していません。** | 高さ　　　　m※厚さ　　　　cm**※0.6mより低い場合はチェック不要** |
| 《補強コンクリートブロック造》鉄筋有コンクリートブロック(令第62条の8) | **Ⅰ.塀の高さ** | 道路面から2.2m以下である。 | □該当 |
| **Ⅱ.塀の厚さ** | 厚さ10cm以上（塀の高さが2mを超える場合は15cm以上）である。 | □該当 |
| **Ⅲ.控え壁****※高さが1.2m超の場合** | 9㎜以上の鉄筋を配置した控え壁の間隔が3.4m以内であり、突出長さが次の計算値以上の設置がある。計算：高さ(m)×20＝（　　　　cm） | □該当 |
| **Ⅳ.基礎** | 基礎があり、かつ、塀の高さが1.2ｍ超の場合は根入れの深さ30cm以上、丈35cm以上である。 | □該当 |
| **Ⅴ.鉄筋** | 9㎜以上の鉄筋を壁頂、壁端、隅角部に配置し、かつ、壁内に縦・横80cm以内の間隔で配置している。 | □該当 |
| 《組積造》大谷石レンガ鉄筋無コンクリートブロック石　など(令第61条) | **Ⅰ.塀の高さ** | 道路面から1.2m以下である。 | □該当 |
| **Ⅱ.塀の厚さ** | 厚さが次の計算値以上である。計算：高さ(m)×10＝(　　　　cm) | □該当 |
| **Ⅲ.控え壁** | 控え壁間隔が4.0m以下で、突出長さが①の計算値以上である。控え壁が無い場合は塀の厚さが②の計算値以上である。①計算：厚さ(cm)×1.5＝(　　　　cm)②計算：高さ(m)×15＝(　　　　cm) | □該当 |
| **Ⅳ.基礎** | 根入れ深さが20cm以上の基礎がある。 | □該当 |
| 全ての塀《補強コンクリートブロック造》《組積造》《その他（＿＿＿＿）》 | **Ⅰ.道路内の除却、築造不可** | 公衆用道路等の区域内に塀は無い又は築造をしない。 | □該当 |
| **Ⅱ.道路斜線制限の緩和** | 道路斜線の制限の緩和を受ける場合は、塀の高さが2.0ｍ以下で、高さが1.2ｍを超える場合は1.2ｍより上の部分は網状その他これに類する形状である。 | □該当又は緩和は受けない |
| **Ⅲ.地区計画、建築協定区域内の制限** | 地区計画又は建築協定区域においては、それぞれの区域が規定している形状である。 | □該当又は区域外 |